

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則……………（保健医療局保健政策部保健政策課）…一
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（保健医療局感染症対策部防疫課）…一

告示

- 令和六年第四回東京都議会定例会の招集……………（財務局主計部議案課）…八
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………（住宅政策本部民間住宅部不動産課）…八
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（三件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…九
- 昭和四十九年東京都告示第千三百四十号（漁業災害補償法の規定に基づく加入区の設定）の一部改正……………（産業労働局農林水産部水産課）…三

規則（公）

- インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………三

公告

- 東京都功労者表彰……………（福祉局生活福祉部地域福祉課）…三

規則

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十一月二十六日

●東京都規則第七十六号

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都保健所長委任規則（昭和五十年東京都規則第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号ヒ中「準用する場合」の下に「、法第八条各項の規定により適用する場合」を加え、同号中らをうとし、るからなまでをわからむとし、ぬをるとし、るの次に次のように加える。

を 法第五十条の三の規定による医療費の公費負担の申請の受理及び負担の決定並びに自己負担の認定（法第五十条の四の規定による療養費の支給の申請の受理及び支給の決定並びに自己負担の認定を含む。）

第一条第三号中りをぬとし、スからちまでをンからりまでとし、セの次に次のように加える。

ス 法第四十四条の三の二（法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第八条第二項又は第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定による医療費の公費負担の申請の受理及び負担の決定並びに自己負担の認定（法第四十四条の三の三の規定による療養費の支給の申請の受理及び支給の決定並びに自己負担の認定を含む。）

附則

この規則は、公布の日から施行する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十一月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十七号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都知事 小 池 百合子

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成十一年東京都規則第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第十五条第八項」の下に「（法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加える。

第三十条中「別記第二十五号様式」を「別記第二十九号様式」に改め、同条を第三十二条とし、第二十九条の次に次の二条を加える。

（新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者等の医療費の公費負担）

第三十条 法第四十四条の三の二第一項及び法第五十条の三第一項に規定する申請は別記第二十五号様式により、法第四十四条の九第一項の規定により準用される法第四十四条の三の二第一項及び法第八条第二項又は第三項の規定により適用される法第四十四条の三の二第二項に規定する申請は別記第二十五号様式の二によるものとする。

2 前項の規定による申請書の作成に際し、患者の病状等やむを得ない事由により、当該患者又はその保護者が申請書を作成できない場合は、当該患者に対して外出しないことの協力を求めた保健所又は医療を行った第二種協定指定医療機関は、当該患者又はその保護者の同意に基づき申請書の作成を代行することができる。

3 知事は、第一項の申請に基づき公費負担することを決定したときは、別記第二十六号様式による通知書により申請者に通知するものとする。

4 法第四十四条の三の二第二項（法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）及び法第五十条の三第二項の規定による患者等の自己負担の額は、別表に定めるところにより知事が認定する。

5 第三項に規定する公費負担の決定に当たり、別表に定める認定基準により当該患者等の自己負担が生じる場合は、知事は金額を明示してこれを通知し、患者等に対し当該自己負担に係る請求をするものとする。

6 知事は、特別の事情があると認めるときは、第四項の認定による自己負担額を変更し、又は請求を猶予することができる。

（新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者等の療養費の支給の申請）

第三十一条 法第四十四条の三の三第一項及び法第五十条の四第一項に規定する申請は

別記第二十七号様式により、法第四十四条の九第一項の規定により準用される法第四十四条の三の三及び法第八条第二項又は第三項の規定により適用される法第四十四条の三の三第一項に規定する申請は別記第二十七号様式の二によるものとする。

2 知事は、前項の申請により療養費を支給することを決定したときは、別記第二十八号様式による通知書により申請者に通知するものとする。

3 療養費の支給の申請及び患者等の自己負担については、前条第二項及び第四項から第六項までの規定を準用する。

別表中「第14条」を「第14条、第30条」に改め、同表第一の部一の項中「法第44条の9第1項」を「法第44条の3の2第2項において準用する場合、法第44条の9第1項」に、「及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の入院患者」と、「法第50条の3第2項において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の患者」に、「法第19条」を「法第19条」に、「又は法第46条」を「若しくは法第46条」に改め、「による入院のあった月」の次に「又は法第44条の3第2項若しくは法第50条の2第2項の規定による外出しないことの協力の求めのあった月」を加え、「当該入院のあった月」と改め、同項の表56万4千円超の項中「入院に」と改め。

別記第十三号様式中「第37条第1項」を「（以下「法」という。）第37条第1項」に、「国保（一般・退職本人・退職家族）」を「国保」に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2」を「法第37条の2」に改め。

別記第十三号様式の三中

「1 社保本人 2 社保家族 3 国保一般 4 国保退職本人 5 国保退職家族
6 後期高齢 7 生保（受給中） 8 生保（申請中）
9 自費・その他（ ） 10 不明」

「1 社保本人 2 社保家族 3 国保 4 後期高齢
5 生保（受給中） 6 生保（申請中） 7 自費・その他（ ） 8 不明」

別記第十四号様式の二（表）、第十四号様式の三（表）、第二十一号様式表及び第二十一号様式の二中「国保（一般・退職本人・退職家族）」を「国保」に改め。

別記第二十五号様式中「第30条」を「第32条」に、「国保（一般・退職本人・退職家族）」を「国保」に、「略称 軽快 自己退院 転院」を「軽快 自己退院 転院」に、「+（G号）」を「+ + 2+ 3+」に、「+（K価）」を「+（週）」に改め、同様式を別記第二十九号様式とし、別記第二十四号様式の次に次の六様式を加える。

第25号様式(第30条関係)

(表)

医療費公費負担申請書

年 月 日

殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）
の規定により医療費の公費負担を申請します。

申請者氏名

患者との関係

申請者個人番号

（申請者が患者本人である場合は、下記の「患者の個人番号」欄へ記入）

申請者住所

患者氏名	生年月日	年	月	日
住 所	社保(本人・家族) 国保 後期高齢 生保(保護受給中・保護申請中) その他()			
保険者等の種別				
外出自滞の協力の求めを受けた日	年	月	日	
患者の個人番号				

(注) 患者の配偶者及び民法第877条第1項に規定する扶養義務者の個人番号は(裏)に記載し、書ききれない場合は別表によること。

(日本産業規格A列4番)

第26号様式(第30条関係)

(表)

(申請者)	様	第 年	月	日
				保健所長
医療費公費負担決定通知書				
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律_____に規定する医療に要する費用について、下記のとおり公費負担することを決定したので通知します。				
1 患者氏名	記 (年 月 日生)			
2 患者住所				
3 自己負担の有無	有・無			
(負担額) ※	円			
※【計算式】 20,000円(月額)÷その月の実日数×公費負担の期間の日数				
公費負担者番号		1	3	
公費負担受給者番号				
公費負担の期間	年	月	日	年 月 日

(日本産業規格A列4番)

(裏)

(備考)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となりま。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。)

第27号様式の2(第31条関係)

療 養 費 支 給 申 請 書				年 月 日
殿				
以下のとおり、療養費の支給を申請します。				
<input type="checkbox"/> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第44条の9第1項の規定により適用される法第44条の3の3に規定する療養費 <input type="checkbox"/> 法第8条第2項又は第3項の規定により適用される法第44条の3の3に規定する療養費				
申請者氏名 _____				
患者との関係 _____				
申請者住所 _____				
患者氏名		生年月日	年 月 日	
住 所				
保険者等の種別	社保(本人・家族)	国保	後期高齢	
	生保(保護受給中・保護申請中) その他()			
外出自粛協力の求めを受けた日	年 月 日			
支給を受けようとする療養費の額	円			
緊急その他やむを得ない理由				

(日本産業規格A列4番)

第28号様式(第31条関係)

(表)

(申請者)	様	第 年 月 日
療 養 費 支 給 決 定 通 知 書		保健所長
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 _____ に規定する療養費について、下記のとおり支給することを決定したので通知します。		
記		
1 支給額	円	
2 患者氏名	(年 月 日生)	
3 患者住所		
4 協力の求めによる外出自粛期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

(日本産業規格A列4番)

(真)

(備考)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(以下「新規則」という。)(第三十条、第三十一条及び別表の規定は、令和六年四月一日以後の入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「法」という。)(第十九条若しくは第二十条(これらの規定が、法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合、法第二十六条において準用する場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。))又は法第四十六条の規定による入院をいう。以下同じ。))又は医療(法第四十四条の三の二(法第四十四条の九第一項の規定により準用される場合及び法第八条各項によって適用される場合を含む。))又は第五十条の三の規定による医療をいう。以下同じ。))に係る自己負担(新規則第十四条第五項又は第三十条第四項の自己負担をいう。以下同じ。))の額の認定について適用し、同日前の入院又は医療に係る自己負担の額の認定については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則別記第十三号様式から第十三号様式の三まで、第十四号様式の二、第十四号様式の三、第二十一号様式、第二十一号様式の二及び第二十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第千七百七十四号

令和六年第四回東京都議会定例会を、十二月三日に招集する。

令和六年十一月二十六日

東京都知事 小池百合子

●東京都告示第千七百七十五号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭

和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和六年十一月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 商号 株式会社ライズウィン

二 代表者氏名 代表取締役 大塚 隆寛

三 主たる事務所の所在地 千代田区内神田三丁目九番三号

四 免許証番号 東京都知事(1)第一〇五九八七号

五 免許年月日 令和三年三月十二日

●東京都告示第千七百七十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十一年東京都告示第二百五十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十一月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区広町一丁目地内）

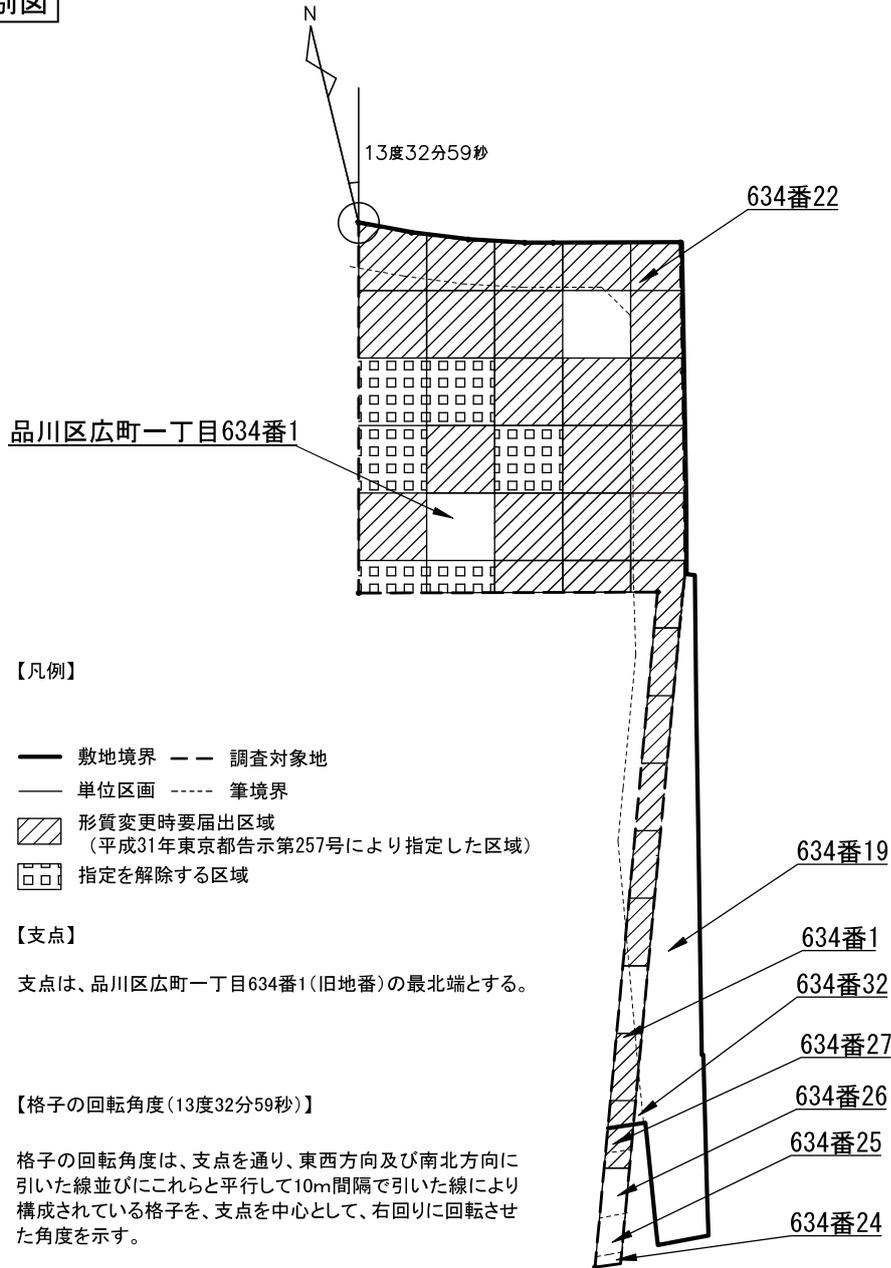
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその

化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第千七百七十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第九百十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十一月二十六日

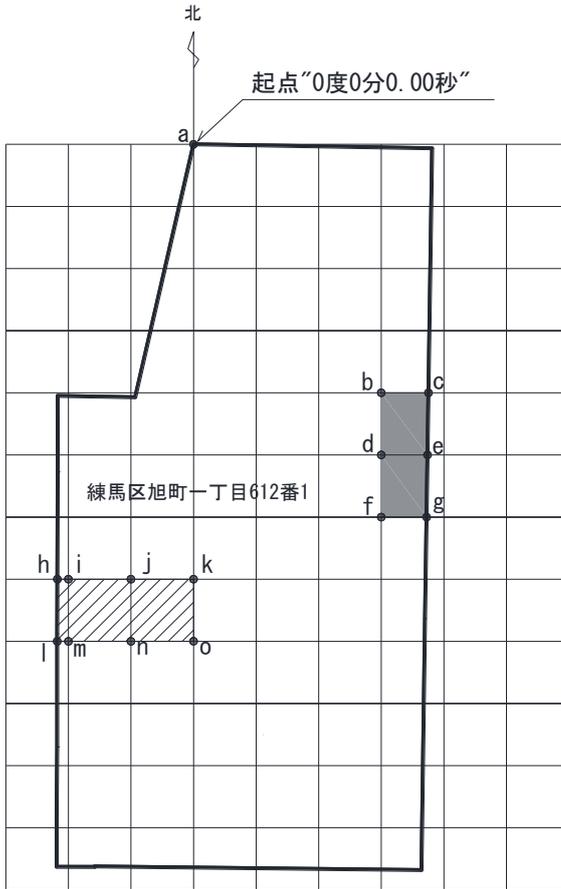
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(練馬区旭町二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



座標一覧表

地点番号	X座標	Y座標
a	-25869.885	-19176.391
b	-25909.885	-19146.391
c	-25909.885	-19138.853
d	-25919.885	-19146.391
e	-25919.885	-19139.002
f	-25929.885	-19146.391
g	-25929.885	-19139.152
h	-25939.885	-19198.151
i	-25939.885	-19196.391
j	-25939.885	-19186.391
k	-25939.885	-19176.391
l	-25949.885	-19198.178
m	-25949.885	-19196.391
n	-25949.885	-19186.391
o	-25949.885	-19176.391

起点及び境界点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【凡例】

- 形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第919号により指定した区域)
- 指定を解除する区域
- 調査対象地
- 単位区画

【起点】
起点は、練馬区旭町一丁目612番1の最北端とする。

【格子の回転角度（0度0分0.00秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千七百七十八号

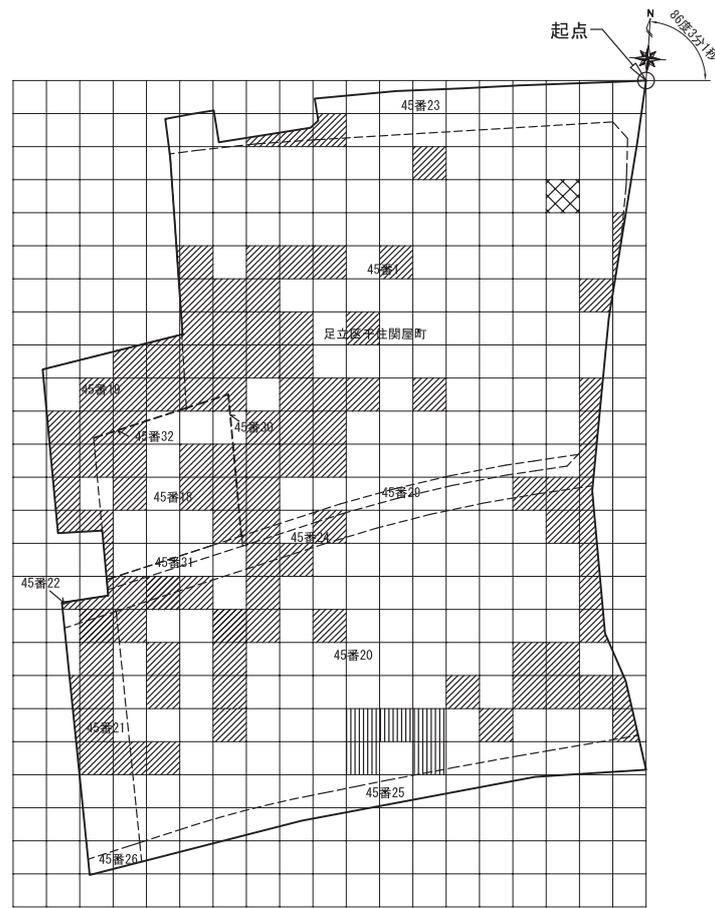
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第百五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十一月二十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区千住関屋町地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域 (令和5年東京都告示第1085号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域 (令和6年東京都告示第105号により指定した区域)
- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地

【起点】

起点は、足立区千住関屋町45番23の最北端とする。

【格子の回転角度(86度3分1秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千七百七十九号

昭和四十九年東京都告示第千三百四十号(漁業災害補償法の規定に基づく加入区の設定)の一部を次のように改正する。

令和六年十一月二十六日

東京都知事 小池百合子

一の項中

「てんぐさ伊豆大島 共第一号漁業権の加入区 漁場の区域 伊豆大島漁業協同組合の地区」

「てんぐさ伊豆大島 共第一号漁業権の第一加入区 漁場の区域 伊豆大島漁業協同組合の泉津、岡田、元町及び野増地区」

「てんぐさ伊豆大島 共第一号漁業権の第二加入区 漁場の区域 伊豆大島漁業協同組合の差木地及び波浮港地区」

に改める。

規則(公)

インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月26日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬道明

●東京都公安委員会規則第15号

インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規

則 (平成22年4月30日東京都公安委員会規則第6号) の一部を次のように改正する。

第8条第1号イ中「国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは」を「健康保険法(大正11年法律第70号)第51条の3第1項に規定する書面、船員保険法(昭和14年法律第73号)第28条の2第1項に規定する書面、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第2項(同法第22条において準用する場合を含む。))に規定する書面、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第54条第3項に規定する書面、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第53条の2第1項(私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第25条において同項の規定を読み替えて準用する場合を含む。))に規定する書面若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第55条の2第1項に規定する書面、」に、「、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証」を「又は健康保険日雇特例被保険者手帳」に改め、同号ウ中「、特別児童扶養手当証書」を削り、同号オ中「あり、かつ、当該学校等が当該顧客の写真をはり付けた」を「ある」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第8条第1号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

公 告

東京都功労者表彰について

東京都表彰規則(昭和四十七年東京都規則第七百七十四号)第二条の規定に基づき、令和六年十一月二十六日表彰された方は、次のとおりである。

令和六年十一月二十六日

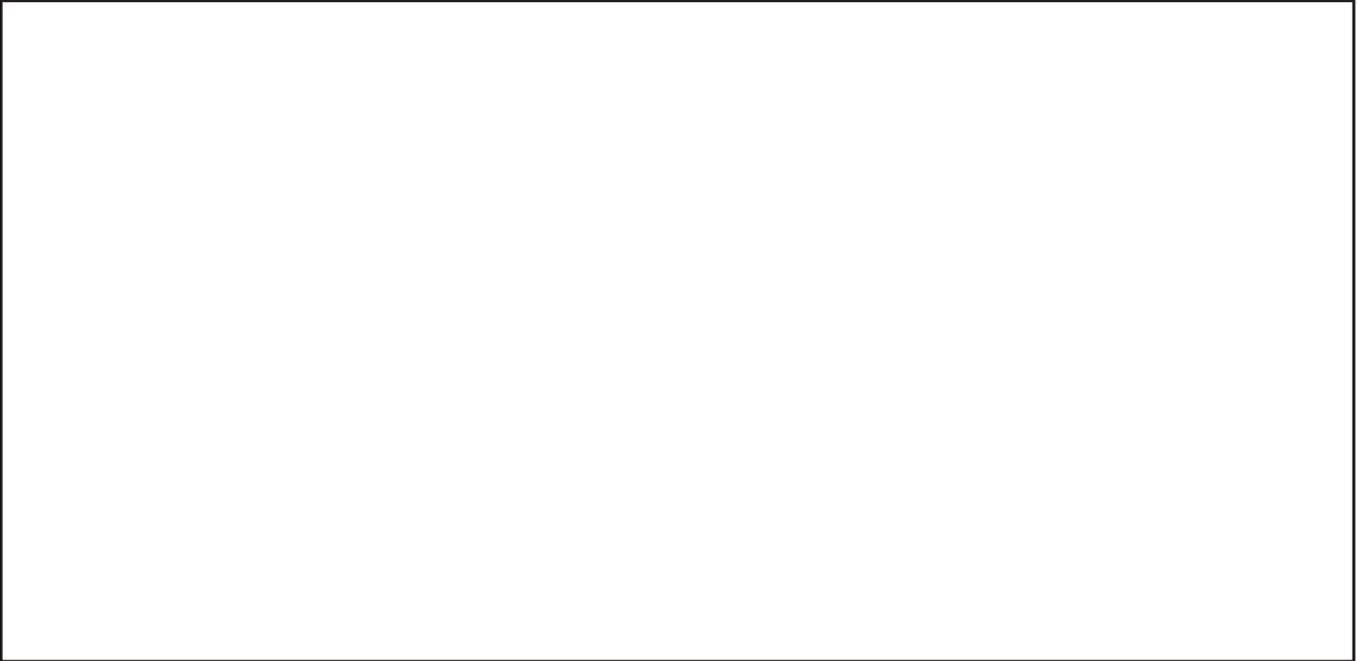
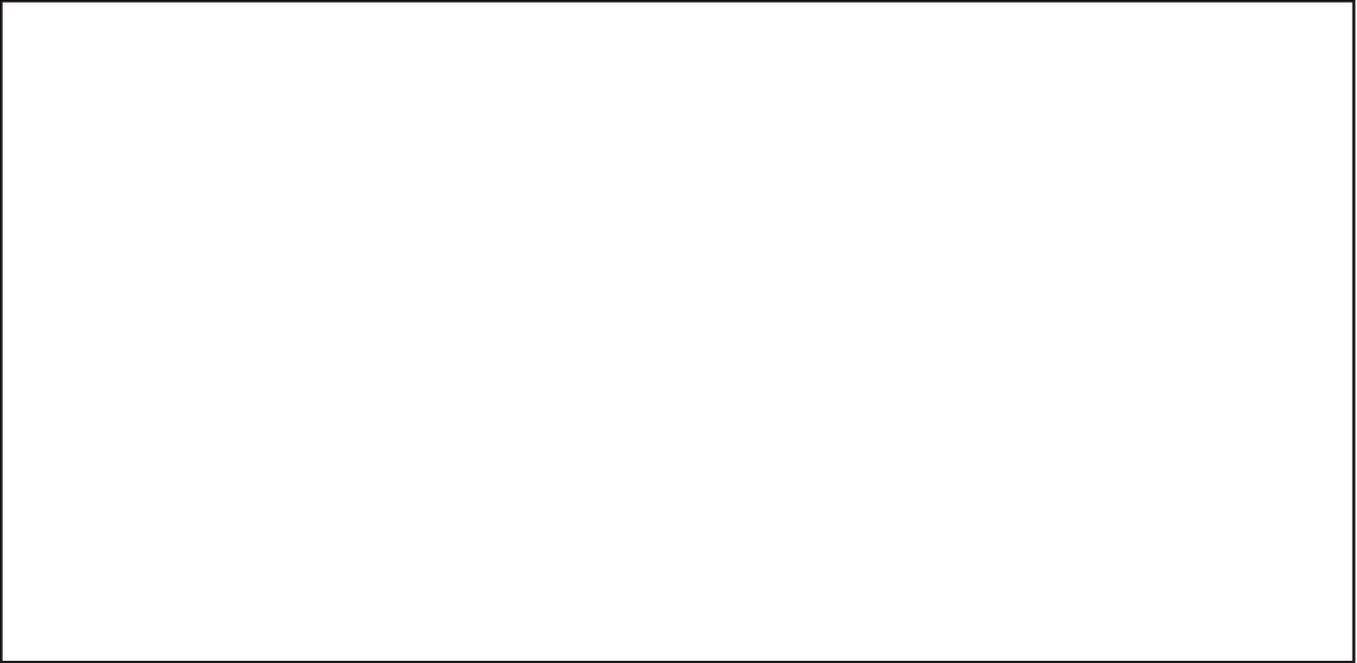
東京都知事 小 池 百合子

氏 名 住所

(福祉・医療・衛生功労者)

次の方々は、民生委員・児童委員として社会福祉と保健衛生の向上に尽力され特に優れた業績をあげられました。

- 赤羽根 操 品川区
- 齋藤 由美子 目黒区
- 清本 佳子 世田谷区
- 大重 照子 世田谷区
- 中村 幸子 北区
- 佐野 玲子 北区
- 石福 あけみ 板橋区
- 小林 尚子 足立区
- 小張 悦子 足立区
- 下岡 博子 足立区
- 宮本 一男 江戸川区
- 小峰 孝子 江戸川区
- 越川 幸子 府中市
- 板橋 幸義 調布市
- 稲垣 雪枝 町田市
- 高杉 和子 小平市



発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
号(代)

郵便番号
101-0051